

令和3年第3回東広島市議会定例会

# 提 出 議 案 説 明 書

令和3年8月

目 次

議案第 1 0 7 号	市道の路線の廃止について…………… 1 (建設部建設管理課)
議案第 1 0 8 号	市道の路線の認定について…………… 2 (建設部建設管理課)
議案第 1 0 9 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 3 (産業部農林水産課)
議案第 1 1 0 号	請負契約の締結について…………… 4 (都市部区画整理課)
議案第 1 1 1 号	委託契約の締結について…………… 6 (建設部維持課)
議案第 1 1 2 号	請負契約の変更について…………… 7 (総務部政策推進監)
議案第 1 1 3 号	請負契約の変更について…………… 9 (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)
議案第 1 1 4 号	東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について…………… 1 0 (教育委員会生涯学習部文化課)
議案第 1 1 5 号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について…………… 1 4 (総務部職員課)

議案第 1 1 6 号 東広島市手数料条例の一部改正について…………… 1 5  
(財務部財政課)

議案第 1 1 7 号 東広島市印鑑条例の一部改正について…………… 1 6  
(生活環境部市民課)

## 議案第107号

### 市道の路線の廃止について

(建設部建設管理課)

#### 提案の要旨

次の市道の路線を廃止しようとするものである。

路線名	廃止の理由
西条東2号線	都市計画道路の整備に伴い、路線の終点の変更を行うため、この路線を廃止する必要がある。
奥屋東20号線	市道の路線の見直しにより、この路線を廃止する必要がある。

(根拠法令)

#### 道路法

#### 第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

#### 第10条

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第108号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
西条東2号線	市道の路線の廃止に伴い、終点を変更した路線を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第109号

公の施設の指定管理者の指定について

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市道の駅西条のん太の酒蔵	株式会社第一ビルサービス 代表取締役 杉川 聡	広島市中区大手町五丁目 3番12号

(2) 指定期間

令和3年10月1日から令和10年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第110号

### 請負契約の締結について

(都市部区画整理課)

#### 1 提案の理由

令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

#### 2 契約の内容

##### (1) 工事の場所

東広島市八本松町原及び八本松南二丁目

##### (2) 工事の内容

土木一式工事

##### ア 調整池築造工事

面積 4,092平方メートル

容量 10,642立方メートル

##### イ 雨水排水工事

延長 18メートル

##### ウ 地盤改良工事

面積 5,457平方メートル

##### (3) 契約金額

7億3,480万円

##### (4) 契約の相手方

シンクコンストラクション・シンクファーム特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正路 隆弘

構成員 東広島市高屋町檜山779番地3

シンクファーム株式会社

代表取締役 加 藤 卓

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和5年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



## 議案第111号

### 委託契約の締結について

(建設部維持課)

#### 1 提案の理由

山陽本線西条構内御建跨線道路橋補修工事委託に関する基本協定を締結しようとするものである。

#### 2 契約の内容

##### (1) 工事の内容

打音調査工、断面修復工、剥落防止対策工、防護柵取替工、仮設工等

##### (2) 契約金額

4億8,872万6,000円

##### (3) 契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

##### (4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和6年3月31日まで

#### (根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第112号

### 請負契約の変更について

(総務部政策推進監)

#### 1 変更の理由

令和元年9月18日議決第178号により議決を経た道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事（工事）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

#### 2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
8億7,230万円	9億7,041万1,200円	9,811万1,200円

#### 3 変更後の請負契約の内容

##### (1) 工事の場所

東広島市西条町寺家

##### (2) 契約の相手方

大之木・ケーシーエル特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市西区横川町二丁目10番21号

大之木建設株式会社

代表取締役 大之木 洋之介

構 成 員 東広島市西条中央六丁目31番38号

株式会社ケーシーエル

代表取締役 崎 島 寿 則

##### (3) 工期

令和元年9月19日から令和4年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第113号

### 請負契約の変更について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

#### 1 変更の理由

令和3年2月26日議決第53号により議決を経た令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事(2-7)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

#### 2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
1億8,560万3,000円	2億241万5,400円	1,681万2,400円

#### 3 変更後の請負契約の内容

##### (1) 工事の場所

東広島市豊栄町鍛冶屋

##### (2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

##### (3) 工期

令和3年2月27日から令和4年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第 1 1 4 号

### 東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

(教育委員会生涯学習部文化課)

#### 1 制定の理由

本市の文化的向上に資することを目的として、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定めようとするものである。

#### 2 条例の内容

##### (1) 保存活用計画（第 2 条関係）

教育委員会は、保存地区に係る都市計画の決定があったときは、東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、次に掲げる事項について、当該保存地区の保存及び活用に関する計画を定めるものとする。

ア 保存地区の保存及び活用に関する基本計画に関する事項

イ 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定に関する事項

ウ 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）及び環境物件の保存整備計画に関する事項

エ 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

オ 保存地区の保存及び活用のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

カ 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画に関する事項

##### (2) 現状変更行為の規制（第 3 条関係）

保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- ア 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- イ 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更であって、その外観を変更することとなるもの
- ウ 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- エ 木竹の伐採
- オ 土石の類の採取
- カ 水面の埋立て又は干拓

### (3) 許可の基準（第4条関係）

市長及び教育委員会は、(2)アからカまでに掲げる行為であって、次に定める基準（市長にあつては、クに定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならない。

ア 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更であって、その外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

イ 伝統的建造物の移転（当該保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下このイにおいて同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

ウ 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

エ 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更であって、その外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

オ 伝統的建造物以外の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

カ 伝統的建造物以外の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

キ (2)ウからカまでに掲げる行為については、これらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

ク アからキまでに定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### (4) 許可の取消し等（第6条関係）

市長及び教育委員会は、次のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のために必要な限度において、許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

ア この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

イ この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

ウ 許可に付された条件に違反している者

エ 詐欺その他不正な手段により、許可を受けた者

#### (5) 経費の補助等（第8条関係）

市は、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することができる。

#### (6) 審議会の設置等（第9条関係）

市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議するため、教育委員会に審議会を置く。審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

ア 学識経験を有する者

イ 関係行政機関の職員

ウ 関係地域を代表する者

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(7) 罰則（第10条関係）

次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、5万円以下の罰金に処する。

ア 許可を受けないで(2)アからカまでに掲げる行為をしたとき。

イ 命令に違反したとき。

(8) 両罰規定（第11条関係）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、(7)ア又はイの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(7)の刑を科する。

3 施行期日

伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日等

（根拠法令）

文化財保護法

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。



議案第 1 1 5 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

新たに附属機関を次の表のとおり設置しようとするものである。

名 称	目 的
東広島市史編さん委員会	東広島市史の編さんに係る基本計画及び実施計画の策定並びに東広島市史の編さんに関する重要な事項を審議すること。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 3 8 条の 4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

## 議案第 1 1 6 号

### 東広島市手数料条例の一部改正について

(財務部財政課)

#### 1 改正の理由

風水害、震災その他これらに類する災害によって生じた被害を受けた者等の負担を軽減することを目的として、災害り災証明書交付手数料等を廃止するとともに、手数料の減免に係る所要の規定の整備を行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

(1) 手数料を減免することができる場合に、新たに風水害、震災その他これらに類する災害又は火災により被害を受けた者から規則で定める事務に係る請求があったときを追加する。(第5条関係)

(2) 次に掲げる証明書の交付に係る手数料を廃止する。(別表第6関係)

ア 災害り災証明書

イ 火災り災証明書

ウ 救急搬送証明書

#### 3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 1 1 7 号

東広島市印鑑条例の一部改正について

(生活環境部市民課)

1 改正の要旨

印鑑登録証明書の交付申請について、印鑑の登録を受けた者本人が申請をした場合であって、当該申請をした者が印鑑の登録を受けた者本人であること等を確認することができるときに限り、印鑑登録証の添付を不要とするとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 3 年 1 1 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。